

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について  
(資源物以外のごみの持ち去り行為の禁止)

1 前回(令和5年6月2日)の環境審議会からの変更点

◎ごみステーションからの持ち去り行為の禁止対象

旧 「 家庭廃棄物 」 ➡ 新 「 廃棄物 」

◎「公表」の追加

持ち去り行為を禁止する命令に従わない場合にその事実を公表

2 パブリックコメントについて

・案 件 名:豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の改正の考え方について  
(資源物以外のごみの持ち去り行為の禁止)

・公表・意見募集期間:令和5年9月12日(木)～令和5年10月12日(木)

・募 集 結 果:裏面のとおり

・結 果 公 表:10月下旬

3 今後のスケジュール

令和5年12月 条例改正案 12月定例会上程

令和6年 1月～ 広報とよはし、HP、自治会周知、啓発看板

令和6年 4月 条例施行

**「豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の改正の考え方について  
(資源物以外のごみの持ち去り行為の禁止)」の意見募集の結果について**

**1 パブリックコメントの概要**

- (1) 公表・意見募集期間：令和5年9月12日(火)～令和5年10月12日(木)
- (2) 意見提出者数：3人
- (3) 意見提出件数：7件(意見入力フォーム：7件)

**2 意見の概要と市の考え方**

番号	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	持ち帰り禁止対象を広げる事に関しては妥当だが、同様に罰金も重くすべき。罰金を100万円にしたら良いと思う。加えて警備等を厳しくすれば、高額な罰金を払いたくないが故に持ち去りを辞めると思う。	参考意見として受け止めさせていただきます。
2	豊橋は昔から530、クリーンな街を掲げている。それなりに罰則も重くして欲しい。	参考意見として受け止めさせていただきます。
3	ゴミステーションからの持ち去りは個人だけでなく業者ぐるみで行っているところもある。法人が払って負担を感じるほどの高額な罰金設定にすることで、抑止力につながると思う。	参考意見として受け止めさせていただきます。
4	最近、こわすゴミをゴミステーションより持ち出す輩が目立つ。こわすごみの収集日早朝、トラックを使用し無断で持ち出している。条例違反として、罰金等を課す対応を望む。	条例の趣旨に則り、適切に対処してまいります。
5	以下の点について詳細な情報を開示して頂かないことには良し悪しの判断が付きかねる。罰を課す対象を広げれば、当然対策費用もかさむ。この変更で得られる収入或いは便益と盗難防止対策費用が拮抗したり、逆転したのでは本末転倒。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊橋市の対象ゴミの年間抜き盗られ被害額</li> <li>・その抜き盗られる手口</li> <li>・取り締まりの具体的な方法と、継続実施にかかる費用</li> </ul>	参考意見として受け止めさせていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の改正により拡大する対象ごみは、資源物以外のごみが対象となるため、被害額の算出が難しいと考えております。</li> <li>・抜き取られる主な手口としましては、袋ごと持ち去っていきます。</li> <li>・持ち去り行為が多いエリアを中心に監視パトロールを実施します。係る費用は人件費が主になります。</li> </ul>
6	「ゴミ屋敷」は病理が背景にあると言われている分野。予防原則に立ったゴミ屋敷予備軍への心理カウンセリングはやらないのか。	ご意見は、関係部局と共有させていただきます。
7	中核市の中でも1人当たりのごみ減量の成績の高くない豊橋市。地味で地道な環境教育の継続実施には一定の効果を実感しているが、罰で解決することは極めて限定的であろうと考える。	参考意見として受け止めさせていただきます。

パブリックコメント資料

豊橋市廃棄物の処理及び再利用  
に関する条例の改正の考え方について  
(資源物以外のごみの持ち去り行為の禁止)

令和5年9月

環境部収集業務課

## 目次

1. 条例改正の必要性について .....	3
(1) 現状と課題	
(2) 改正の趣旨	
(3) 改正の内容	
2. 条例改正後のスキーム .....	5
3. 今後の予定 .....	6
<b>【参考資料】</b> 他都市の条例制定状況 .....	7
(1) 県内の中核市及び近隣市	
(2) 県外の中核市	

## 1. 条例改正の必要性について

### (1) 現状と課題

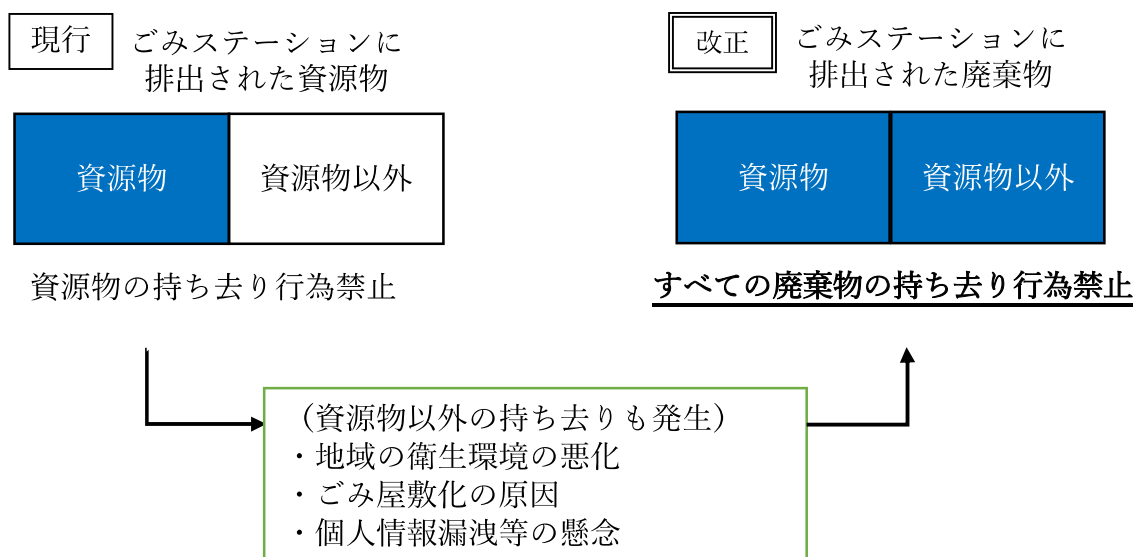
市民からごみステーションに排出された廃棄物のうち、資源物が持ち去られ財政的な損失につながることを防ぐため、豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例により資源物の持ち去り行為を禁止(第17条の2第1項)し、行為者には20万円以下の罰金(第38条第1項)とする罰則規定を設けています。(平成25年10月1日施行)。

しかし近年においては、ごみステーションから資源物以外の廃棄物の持ち去り行為も発生しており、ごみ散乱による周辺地域の衛生環境の悪化が生じ、一部にはごみ屋敷化の原因にもなっているほか、個人情報の漏洩やプライバシー侵害も懸念される状況になっています。

### (2) 改正の趣旨

以上のことから、条例の一部を改正し、ごみステーションに排出された廃棄物の持ち去り行為を禁止対象とし、併せて資源物と同じ罰則規定を適用します。加えて公表の規定を定めることで抑止力を高め、廃棄物の持ち去り行為を防止します。

このことにより、廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保します。



(3)改正の内容

① ごみステーションからの持ち去り行為の禁止対象と罰則対象の範囲を拡大します。

項目	対象範囲	罰則の規定
改正前	資源物 (※1)	20万円以下の罰金
改正後	廃棄物 (※2)	

※1 規則で定める8種類

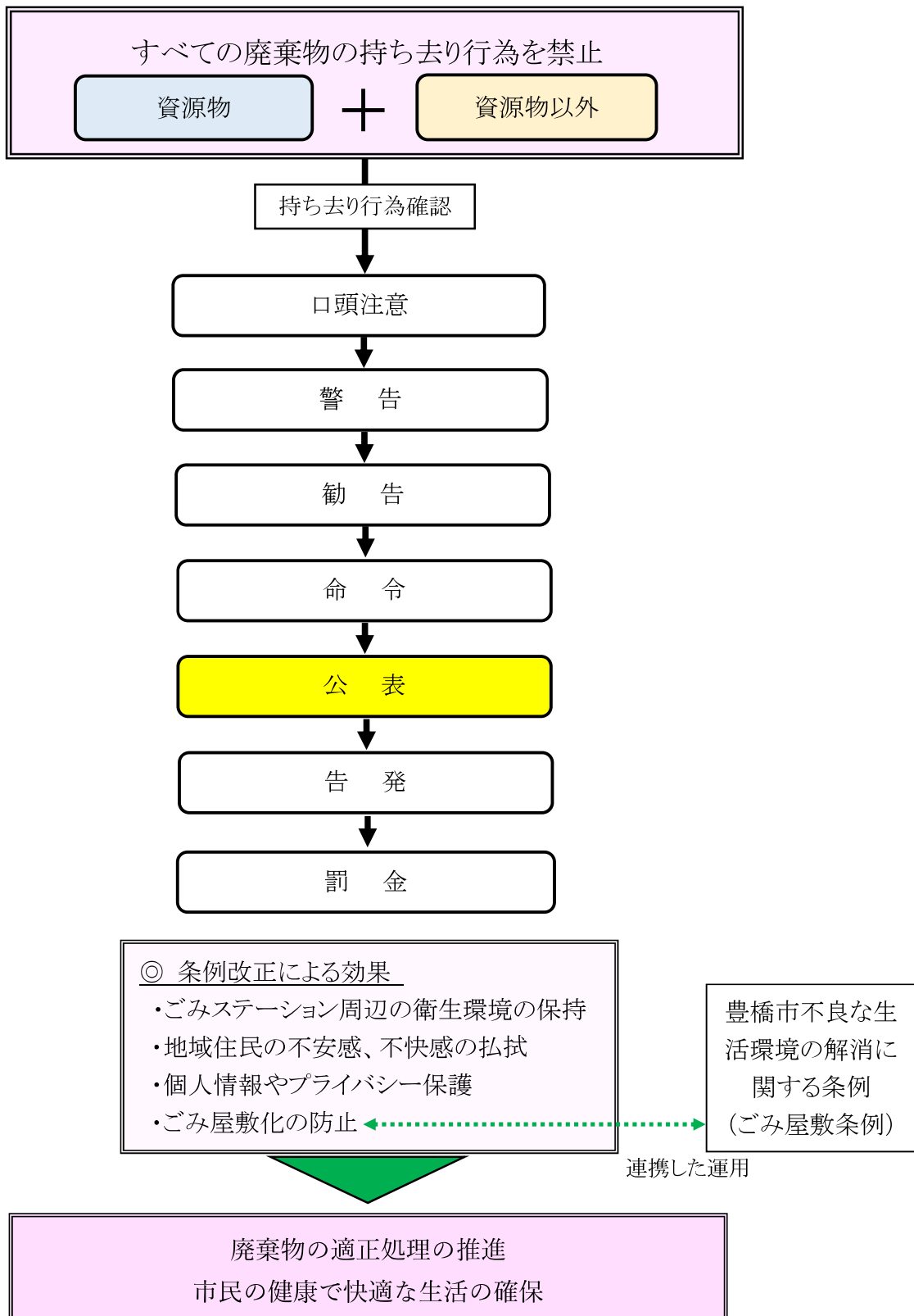
- ①アルミ缶・スチール缶、②びん、③ペットボトル、④プラスチック製容器包装、  
⑤古紙、⑥布類、⑦電気器具類、⑧金属を含むもの

※2 ごみステーションに排出された廃棄物

② ごみステーションからの持ち去り行為を禁止する命令に従わない場合、その事実を公表します。

## 2. 条例改正後のスキーム

ごみステーションに排出された廃棄物を対象として、現行条例と同様の流れで指導及び処分を行い、行為者が命令に従わない場合に公表を行います。



### 3. 今後の予定

令和5年	9月～10月	パブリックコメント
	12月	条例案上程
令和6年	1月～3月	周知
	4月	施行



## (1) 県内の中核市及び近隣市

市名	施行日	持ち去り禁止対象	罰則等内容
岡崎市	H25.4.1	資源物	20万円以下の罰金
豊田市	H27.4.1	家庭廃棄物	資源物：20万円以下の罰金 資源物以外：公表
一宮市	H24.7.1	資源物	20万円以下の罰金
豊川市	H27.10.1	資源物	20万円以下の罰金
蒲郡市	H20.4.1	資源物	5万円以下の過料
田原市	規定なし		
新城市	規定なし		
浜松市	H26.4.1	家庭廃棄物	公表、20万円以下の罰金
湖西市	H27.4.1	家庭廃棄物	公表、20万円以下の罰金

## (2) 県外の中核市

資源物以外の廃棄物も持ち去り禁止対象としている12市

市名	施行日	持ち去り禁止対象	罰則等内容
福島市	H30.4.1	廃棄物	罰則等規定なし
郡山市	H19.4.1	廃棄物	20万円以下の罰金
いわき市	H21.10.1	廃棄物	20万円以下の罰金
船橋市	H20.7.1	家庭廃棄物	公表
八王子市	H23.1.1	廃棄物	公表、20万円以下の罰金
横須賀市	R2.7.1	一般廃棄物	5万円以下の過料
金沢市	H21.4.1	家庭廃棄物	資源物：20万円以下の罰金 資源物以外：罰則等規定なし
長野市	H21.7.1	家庭廃棄物	20万円以下の罰金
大津市	H16.4.1	廃棄物	公表
福山市	H17.2.1	家庭廃棄物	公表
下関市	H17.2.1	家庭廃棄物	20万円以下の罰金
鹿児島市	H20.7.1	一般廃棄物	20万円以下の罰金